

ハイ！消費生活相談員です



クレジットカードに身に覚えのない請求(2022年8月号)



カード利用料の明細書が有料になったため、発行を停止した。その後の毎月の利用料の確認を忘れていませんか？

【事例】久しぶりにスマホで利用明細を見ると、5か月前から身に覚えのない請求があることに気が付いた。慌ててカード会社に申し出たが、補償期間内の返金しかしてもらえなかった。

【アドバイス】

・身に覚えのない請求があったら、まず自分や家族が利用していないか確認しましょう。明細には購入した具体的な店舗名や商品名が表示されていない場合もあります。利用した覚えがなければ、カード会社に連絡し、その指示に従いましょう。カード会社の調査で不正利用と分かったらカードの再発行をしてもらいましょう。

・補償期間60日と決めているカード会社が多いため、利用明細の確認をこまめにしましょう。

・カード裏面の署名欄にサインがない場合や、暗証番号が簡単に想定できる誕生日などに設定されていた場合は、補償の対象外になってしまう場合があります。名義人以外の利用も対象外です。

・怪しいオンラインショップでは特にカード情報を入力しないようにしましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！
☎077-561-2353（直通）

または消費者ホットライン ☎^{いやや}188

（※最寄りの相談窓口につながります）